

27動検第399号

平成27年6月30日

公益社団法人日本馬事協会長 殿

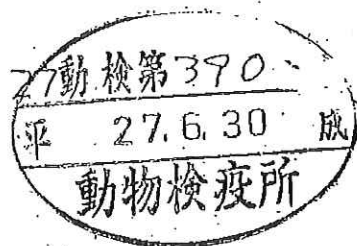
農林水産省 動物検疫所長



ポーランドにおける馬伝染性貧血の発生を踏まえた同国から日本向けに  
輸出される馬に関する検疫対応について

貴会におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

今般、平成27年6月30日付け27消安第2102号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知があり、同国から輸出される馬の輸入が認められないこととなりましたので、お知らせするとともに、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。



27 消安第 2102 号  
平成 27 年 6 月 30 日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

ポーランドにおける馬伝染性貧血の発生を踏まえた同国から日本向けに輸出される馬に関する検疫対応について

今般、ポーランドにおいて馬伝染性貧血の発生が確認されたことから、ポーランドから日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件（平成 3 年 8 月 3 日付け 3 畜 A 第 1724 号）を満たさないものとして、ポーランドから輸出される馬の輸入検疫証明書の発行を停止するようお願いします。

